

# 高齢者虐待防止のための指針

## 1. 基本方針

オハナ訪問看護リハビリステーション(以下「事業所」という。)では、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき高齢者虐待の禁止予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

## 2. 高齢者虐待の定義

### (1) 身体的虐待

暴行的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

### (2) 介護・世話の放棄放任

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

### (3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

### (4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

### (5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

## 3. 虐待防止のための具体的措置

事業所内における高齢者虐待を防止するため、利用者及びその家族等からの苦情について速やかに解決できるように苦情解決体制を整備する。

### (1) 虐待防止検討委員会の設置

- ①事業所は、虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」(以下「委員会」という)を設置する。なお、委員会の運営責任者は管理者とし、当該者は「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」(以下「担当者」という。)となる。
- ②委員会の開催にあたっては、管理者および在席する職員が参加する。
- ③委員会は、定期的(年1回以上)かつ必要に応じて担当者が招集により開催する。
- ④委員会は、次のような内容について協議するが、詳細は担当者が定める。

- ア 虐待の防止のための職員研修の内容等に関すること
- イ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ウ 職員が虐待等を把握した場合に、その対応に関すること
- エ 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- オ 虐待予防・早期発見に向けた取り組みに関すること

## (2) 職員研修の実施

- ①職員に対する高齢者虐待防止のための研修は、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。
- ②研修の開催は、年1回以上とし、新規採用時には必ず実施する。
- ③研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し保存する。

## 4. 職員の責務

職員は、家庭内における高齢者虐待は外部からの把握が難しいことを認識し、日頃から虐待の早期発見に努める。また、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は担当者に報告し、担当者は、速やかに区市町村へ報告しなければならない。

## 5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1)虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が従業員であった場合は、役職位等の如何を問わず厳正に対処する。
- (2)緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

## 6.虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1)利用者、利用者家族、従業員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- (2)利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3)虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4)高齢者虐待は外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、従業員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

(5)虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、関係機関と連携して対応する。

## 7.指針の閲覧

「高齢者虐待防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようになる。またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようとする。

### 附則

本指針は、令和5年12月1日より施行する。